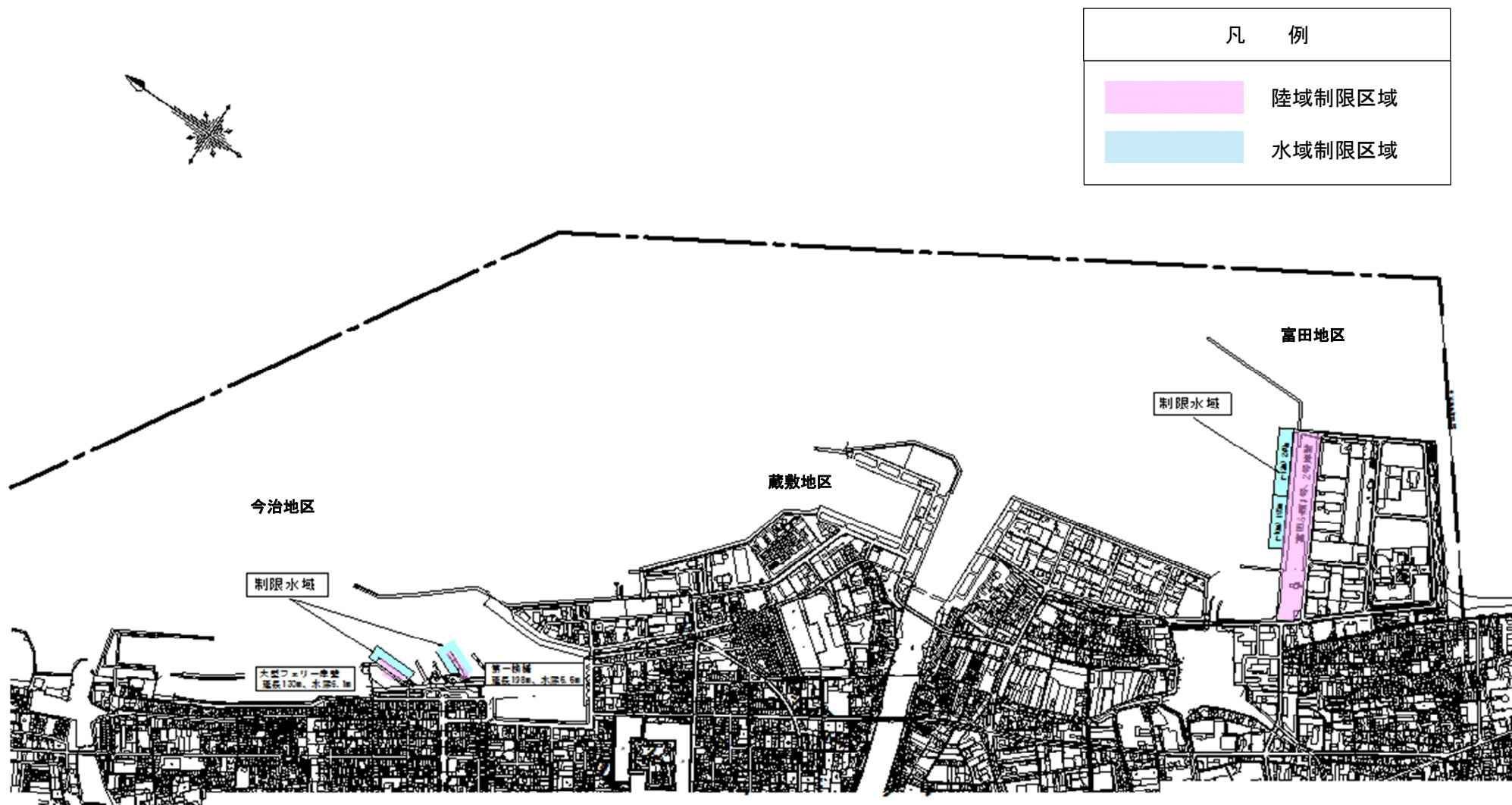


今治港制限区域位置図



※今治港（今治地区）「大型フェリー岸壁、第一橋脚」は、国際航海船舶（クルーズ船）寄港時のみ制限区域となります。

※今治港（蔵敷地区）は、国際航海船舶の利用に供する回数が年間12回以上となる見込みがないため制限区域を廃止しました。